川口市上下水道事業管理者

水道メーター位置の適正化について

日頃から本市水道事業にご理解とご協力賜り厚くお礼申しあげます。

さて、給水装置工事にあたり水道メーターの設置位置につきましては、本市条例等の規定に基づいた設計・施行により設置していただいておりますが、建物建築工事又は外構工事の完成後、水道をご利用されている方から駐車スペース内に設置されたメーターボックスの維持管理及び検針において不便を感じ、日常生活に支障をきたしているとの苦情・問合せが数多く寄せられています。

上下水道局といたしましては、今後の給水装置工事の申請時において、工事図面等の充実を図り、可能な限り工事着手前に適正な水道メーター位置の確認及び必要に応じて位置の変更を求めるなど、水道メーターの位置の適正 化を推進して参ります。

つきましては、<u>平成31年5月7日の受付</u>から下記の内容で給水装置工事の事前打合せ及び設計審査(以下「受付審査」という。)を行いますので、局指定給水装置工事事業者の皆様におかれましては、建築主及び元請業者等に周知していただくなど、趣旨をご理解の上ご協力くださいますようお願い申しあげます。

受付審査時の変更点(平成31年5月7日受付から実施)

建築確認済証の配置図(コピー)を提出していただきます。

受付審査では、建築確認済証の配置図に基づき、車両の駐車位置と水道メーター位置の確認を行います。

(1) 車両入出時にタイヤがメーターボックスに干渉しないことを確認します。

建築確認済証の配置図を参考にしていただき、タイヤがメーターボックスに干渉する恐れのある場合に は、鋳鉄製の蓋にするなどの対応をお願いいたします。

(2) 車両駐車時も容易に検針が行える位置であることを確認します。

水道メーターが車両の真下になる恐れがある場合には、受付審査前の設計段階で水道メーター位置の変更をお願いいたします。

【連絡事項】

受付審査時に適正な水道メーター位置の確認ができない場合、位置の変更をお願いする場合があります。 特に建築工事に先立って工事用又は水まき用として水道メーターを設置される場合や既設管を再利用される 場合には、以後の建物建築工事において、水道メーターの位置再考の必要性を建築主又は元請業者等にお伝 えくださるようお願いいたします。

水道メーターの位置に関する規定

●川□市水道事業給水条例

(メーターの設置)

第16条 略

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。
- ●川□市水道事業給水条例施行規程

(メーターの位置等)

第22条 条例第16条第2項の規定により管理者が定めるメーターの位置は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1)建築物の外であって、当該建築物の敷地内
- (2) 給水装置の配水管等の分岐部から最も近い道路境界線の2メートル以内の敷地
- (3) 点検又は検針を安全かつ容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれのない場所
- (5) 水平に設置できる場所
- (6) 管理者がメーターの維持管理上支障がないと認める場所